

令和6年台風第10号により住家に被害を受けた 東京土建国保被保険者のみなさまへ ～申請により国保保険料が免除されます～

<対象者と申請期限>

災害救助法が適用された時点で当該適用市区町村に住所を有し、住家に半壊以上(床上浸水)の被害を受けた組合員

	対象地域	災害救助法適用日	申請期限
神奈川県	平塚市	2024年8月30日	2025年2月28日
	小田原市		
	秦野市		
	厚木市		
	伊勢原市		
	中郡大磯町		
	中郡二宮町		
	足柄上郡中井町		
	足柄上郡大井町		
	足柄下郡湯河原町		
静岡県	浜松市	2024年8月30日	2025年2月28日
	熱海市	2024年9月1日	2025年3月31日

<申請方法>

「国民健康保険料免除申請書」(所属支部にあります)に必要事項を記入し、市区町村から交付された「罹災証明書」を添付して、ご所属の支部までご提出ください。

<免除期間>

住家の被害の程度		免除期間
被害の程度	損害割合 ※()内は水害による判定	
全壊	50%以上 (住家流失又は床上1.8m以上の浸水)	災害救助法適用月から3カ月
大規模半壊	40%以上50%未満 (床上1m以上1.8m未満の浸水)	災害救助法適用月から2カ月
半壊	20%以上40%未満 (床上1m未満の浸水)	災害救助法適用月から1カ月

※被害程度が一部損壊の場合は免除の対象になりません。

<国保保険料免除についてのお問い合わせ先>

ご所属の支部 または 東京土建国保組合資格課(03-5348-2988)